

春の生活排水路清掃後の 汚泥回収のお知らせ

側溝や排水路の流れを保ち、ボウフラなどの不害虫を駆除して良好な生活環境を守ることを目的とし、各地区で生活排水路清掃が実施されます。4月を春の清掃月間と称し、左記日程において各地区で排出された汚泥を回収します。

▼**汚泥排出日** 4月21日(日) ※雨天決行(予備日なし)

※汚泥回収は翌日22日(月)に実施します。

※実施が中止かの判断はお住まいの地区にお問い合わせください。

なお、雨天時の実施につきましても、各地区に判断していただくこととされていますが、警報級の大雨等の災害が発生する恐れがある場合は、町から中止していただくようアナウンスします。

※開始時間は地区によって異なります。

▼**ところ** お住まいの地区、事業所等の所在地区の範囲にてご参加ください。

▼**汚泥集積場所** 各地区で決められた場所

▼**回収するもの**

・側溝・排水路の汚泥、側溝、排水路

周辺の雑草

※処分方法が異なりますので、家庭ごみは出さないでください。

この機会に、ご自宅や事業所、管理する土地周辺の側溝や排水路の清掃にぜひご参加ください。事業所の方も地域の清掃活動にご協力いただきますようお願いいたします。

▼**問合せ** 住民課環境保全グループ

☎ 28・0916

浄化槽の設置に対する補助制度

浄化槽を新たに設置される方に予算の範囲内で先着順に費用の一部を補助する制度を設けています。

▼補助対象

① 下水道の事業計画区域以外であること。

② 工事着手前に申請すること。

③ 10人槽以下の浄化槽であること。

④ 自己の居住用であること。

⑤ 浄化槽法の構造基準及び国庫補助指針に適合するものであること。

▼補助金額

5人槽 7万5000円

6、7人槽 9万円

8、10人槽 11万円

▼**問合せ** 住民課環境保全グループ

☎ 28・0916

地球温暖化対策設備設置費補助制度

クリーンエネルギーの使用促進及び地球温暖化防止の一環として、住宅用地球温暖化対策設備を設置する方に補助金を交付する制度を設けています。

▶ **補助対象** 町内の住宅に地球温暖化対策設備を設置される方で、町税に滞納が無い方。

▶ **対象設備と補助金額** 別表あり

▶ **申請方法**

4月1日(月)から住民課(1階2番窓口)で先着順に申請を受け付けます。ただし、郵送、電子メール、ファックスでの申請は受け付けません。申請書類は、町ホームページからダウンロードすることができるほか、住民課窓口(1階2番)でもお渡しします。

対象設備及び補助金額

設備の種類	補助金額
住宅用太陽光発電システム、エネルギー管理システム及びリチウムイオン蓄電池の同時設置	太陽電池モジュールの最大出力値(kWあたり13,200円)を乗じて得た額(上限52,800円)と、エネルギー管理システム及びリチウムイオン蓄電池の補助金の額を加えた額(上限112,800円)
住宅用太陽光発電システム、エネルギー管理システム及び電気自動車等充給電設備の同時設置	太陽電池モジュールの最大出力値(kWあたり13,200円)を乗じて得た額(上限52,800円)と、エネルギー管理システム及び電気自動車等充給電設備の補助金の額を加えた額(上限112,800円)
エネルギー管理システム(HEMS)	1基につき10,000円
燃料電池システム	1基につき50,000円
リチウムイオン蓄電池	1基につき50,000円
電気自動車等充給電設備	1基につき50,000円

▶ **問合せ** 住民課環境保全グループ ☎ 28・0916